法人町民税　減免申請書

令和　　　年　　月　　日

美浜町長　様

所 在 地

申 請 者　　　名　 称

　　　　　　　代 表 者

　　　　　　　電話番号

　　　　　　　法人番号 　　│　　 　 │　 　 　│

　　　　　　　担 当 者

美浜町税条例第５１条及び美浜町税条例施行規則第２条第２項の規定に基づき、次のとおり減免の申請をします。

|  |  |
| --- | --- |
| 申請する事業年度 | 　　　　 年　　 月　　 日～　　　　 年　　 月　　 日 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申告税額 | ①法人税額 | 円 |
| ②課税標準法人税額 | 円 |
| ③法人税割額 | 円 |
| ④均等割額(　　　/１２月) | 円 |
| 合　計　額　③+④ | 円 |

該当項目の数字に○をしてください。

|  |  |
| --- | --- |
| 収益事業の有無 | １.行っていない　　　　２.行っている |
| 減免を受けようとする理由 | １.公益社団法人又は公益財団法人であるため２.地方自治法第２６０条の２第１項の認可を受けた地縁による団体であるため３.特定非営利活動法人促進法第２条第２項に規定する法人４.その他(　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　) |
| 事業内容 |  |

■事業報告書、収支決算書等の減免申請理由を証明する書類を添付してください。

■この申請は納期限までにご提出ください。

■年度ごとに申請が必要となりますので、忘れずご提出ください。

**法人町民税の減免について**

【均等割のみ減免の対象となる法人】

■公益社団法人又は公益財団法人

■地方自治法第２６０条の２第１項の認可を受けた地縁による団体

■特定非営利活動法人促進法第２条第２項に規定する法人

【収益事業について】

収益事業とは、次の事業で、継続して事業場を設けて営まれるものをいいます。

当てはまる場合は、課税対象となりますので、減免の申請はできません。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 物品販売業 | 不動産販売業 | 金銭貸付業 | 物品貸付業 | 不動産貸付業 |
| 製造業 | 通信業 | 運送業 | 倉庫業 | 請負業 |
| 印刷業 | 出版業 | 写真業 | 席貸業 | 旅館業 |
| 料理店業その他飲食店業 | 周旋業 | 代理業 | 仲立業 | 問屋業 |
| 鉱業 | 土石採取業 | 浴場業 | 理容業 | 美容業 |
| 興行業 | 遊技所業 | 遊覧所業 | 医療保険業 | 技芸教授業 |
| 駐車場業 | 信用保証業 | 無体財産権提供業 | 労働者派遣業 |  |

また、公益法人等で収益事業を行っている場合も課税対象となります。

収益事業を行わない場合であっても、地方税法第２９６条第１項、第２項に掲げる公益法人等以外の公益法人等は、均等割のみ課税の対象となります。

ただし、次の特例に該当する場合は、収益事業に含まれません。

■社会福祉法人、更生保護法人、学校法人又は私立学校法第６４条第４項の法人が行

う事業で、その所得金額の９０％以上の金額を経営に充てている場合

■学術や文化振興、障害者支援、高齢者福祉等の公益目的事業

(介護サービス事業は除きます。）

■収益事業に従事する半数以上が障害者や高齢者等で、かつ、これらの者の生活の保護に寄与している場合

お問合せ先

〒６４４－００４４

和歌山県日高郡美浜町大字和田１１３８番地の２７８

美浜町役場　税務課

ＴＥＬ：０７３８－２３－４９０３